

小郡市の平成30年度～令和2年度の介護保険料段階

介護保険料の金額、段階設定、基準額については3年ごとに見直しが行われます。現在の基準額は、平成30年度～令和2年度に小郡市で必要と予想される介護サービス費用や高齢者数の推移予測を基に算出しています。

段階	対象者		保険料額			
	住民税課税状況	本人の課税年金収入額・合計所得金額など	年額	月額		
第1段階	本人が 住民税 非課税 (※1)	世帯全員 が住民税 非課税	・生活保護受給者、老齢福祉年金受給者の方 ・前年の課税年金収入額(※2)と合計所得金額(※3)の合計が80万円以下の方	27,000円	2,250円	
第2段階				前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	39,000円	3,250円
第3段階				前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	45,000円	3,750円
第4段階		世帯に 住民税 課税の方 がいる	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	54,000円	4,500円	
第5段階			前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	60,120円	5,010円	
第6段階	本人が住民税課税	前年の合計所得金額が80万円未満の方	66,120円	5,510円		
第7段階		前年の合計所得金額が80万円以上120万円未満の方	72,120円	6,010円		
第8段階		前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	78,120円	6,510円		
第9段階		前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	90,120円	7,510円		
第10段階		前年の合計所得金額が300万円以上450万円未満の方	102,120円	8,510円		
第11段階		前年の合計所得金額が450万円以上600万円未満の方	114,120円	9,510円		
第12段階		前年の合計所得金額が600万円以上の方	120,240円	10,020円		

※1「住民税非課税」とは、住民税の所得割も均等割もかからないことです。

※2「課税年金収入額」とは、国民年金、厚生年金、共済年金の老齢・退職年金など、住民税の課税対象となる年金収入額のこと、非課税となる遺族年金・障害年金・老齢福祉年金などは含まれません。

※3「合計所得金額」とは、市民税の非課税基準や扶養控除の所得制限に用いられる額で、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいいます。具体的には、総所得金額、山林所得金額、特別控除前の分離(長期・短期)譲渡所得金額、先物取引雑所得金額、株式等譲渡所得金額、分離課税の上場株式等配当所得金額などについて、純損失、雑損失又は譲渡損失などの繰越控除を適用しないで計算した合計額をいいます(配当所得や株式等譲渡所得は、税が源泉徴収され確定申告不要の場合がありますが、確定申告をすることにより合計所得に含まれます)。

なお、平成30年度から介護保険料の算定には合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」及び「公的年金等に係る雑所得(保険料段階が第1～5段階のみ)」を控除した金額を用います。